# 「第1期ほっかいどう 障 がい福祉プラン」素案の概要

#### きほんてきじこう **1 基本的事項**

けいかくさくてい 計画策定 の趣旨	道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」とそれに基づく地域の必要な障がい福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」とそれに基づく地域の必要な障がい福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」の2つの計画について、施策を一体的に推進し、実効性のある障がい福祉サービスを提供することを目的として統合し、「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」を策定。
けいかく 計画の もく Te 目 的	障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの につけん いょく 実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していく ため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして自指す。
計画の位をうる。置付け等	<ul> <li>・障害者基本法第 11 条第 2 項に基づく「都道府県障害者計画」であり、北海道地域 高祉支援計画の施策別計画</li> <li>・障害者総合支援法第89条第1項に基づく都道府県障害福祉計画</li> <li>・障害者総合支援法第89条第1項に基づく都道府県障害福祉計画</li> <li>・児童福祉法第33条の22に基づく「都道府県障害児福祉計画」</li> <li>・児童福祉法第38条の28に基づく「都道府県障害児福祉計画」</li> <li>・児童福祉法第38条の28に基づく「都道府県障害児福祉計画」</li> <li>・児童福祉法第38条の28に基づく「都道府県障害児福祉計画」</li> <li>・児童福祉法第38条の28に基づく「市道府県障害児福祉計画」</li> </ul>
けいかくきかん	ntv p ntv

# 

すいしんこうもくおよ すいしんしょく 推進項目及び推進施策	ぐたいてき 具 <b>体的な取組</b>					
『まかいどうしょう しゃじょうれい しきく すいしん I 北海道 障 がい者条 例の施策の推進						
(1) 権利擁護 <b>の</b> 推進						
① 権利擁護の推進・虐待の防止	・「北海道障がい者権利擁護センター」における					
② 意思決定支援の推進	まゃくたいつうほう じゅり そうだんたいおうとう 虐待通報の受理、相談対応等					
③ 成年後見制度等の活用促進	・集 団 指導や実地指導において「意思決定支援ガイ					
④ 理解の促進	しゅうち しぇ かたいせい じょげん しどう ドライン」の周知や支援体制の助言・指導					
ちいきふくしかつどう すいしん ⑤ 地域福祉活動の推進	・「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修実施					
(2) 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり						
① 地域づくり委員会等の取組	・地域づくり委員会で虐待や差別解消等に関する					
	まいき かだいとう かいしょう む きょうぎじっし 地域の課題等の解消に向けた協議実施					
	・地域づくりコーディネーターと連携し、「地域づく					
	りガイドライン」を活用した相談支援体制づくり等					
	の取組を支援					
(3) 就 労 支援施策の 充 実・強化						

#### すいしんこうもくおよ すいしんしさく 推進項目及び推進施策

- (1) 道民、企業、行政等が一体となっ おうえんたいせい た応援体制づくり
- ② 一般就労の推進
- 3 多様な就労の機会の確保
- ④ 福祉的就労の底上げ

#### くたいてき とりくみ 具体的な取組

- ・企業と連携した取組推進
- ・職場定着の支援
- ・農福連携等の促進
- ・障害福祉サービス事業所の収益力の向上

#### Ⅱ 地域生活支援体制の充実

- (4) 相談支援体制・地域移行支援の充実
  - ① 生活支援体制の充実
  - そうだんしえんたいせい
     ちいきいこうしえん

     ② 相談支援体制・地域移行支援

     じゅうじつ
     きょうか

     の充実・強化
  - 3 障 害福祉サービス・地域生活支援

    「ビデュラ じゅうじつ

    事業の充実
  - ④ 生活安定施策の推進
  - しょうがいふくし
     管害福祉サービス事業者等の
     はてい しどうかんさ じっし
     指定、指導監査の実施
- ・地域づくりコーディネーターを活用した相談支援
  たいせい こうちく いっぱい しちょうそんしえん ちいきせいかつ かか しちょうそんしえん ちいきせいかつ かか る 市町村支援 や地域生活に係る 春うごうてき こういきてき しぇん 総合的・広域的な支援
- ・指定の際の厳正な審査、指定後も利用者の人権 ・指定の際の厳正な審査、指定後も利用者の人権 ようこ、ぎゃくたいぼうし、いしけっていしえん たいせいせいび 擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備 とう、てきせい じぎょううんえい しどう 等の適正な事業運営の指導

## (5) サービス 提 供基盤の整備

- ① 住まいの基盤整備の充実
- ② 日中活動サービスの充実
- ③ 地域生活を支えるサービス基盤の充実
- 4 共生型地域福祉拠点の整備推進
- 5 **地域間格差の**縮 小
- ⑥ 施設による支援

- ・相談支援事業所や市町村等との連携による、施設 ・相談支援事業所や市町村等との連携による、施設 ではまりいん ちいきせいかついこう きぼう や病院から地域生活移行を希望する 障 がいのある人の居住確保支援
- \* 共生型地域福祉拠点の整備

#### (6) 保健福祉・医療施策の充実

- ① 適切な保健・医療施策の充実
- ② 障がいの原因となる疾病等の <sup>よぼう ちりょう</sup> 予防・治療
- ③ 精神障がいのある人や難病患者 かたの方など障がいの特性に応じた支 たんでもでする。 がたの方などでがいの特性に応じた支 そんではあるとくせい。 おうした たんでは、 こしゅうじつ 援の充実
- 4 精神障がいにも対応した地域包括 ケアシステムの構築

- ・精神 障 がいにも対応した地域包括ケアシステム
- いぞんしょうたいさく すいしん ・依存症対策の推進
- \*「北海道ひきこもり成年相談センター」の活用
- ・各市町村ひきこもり相談窓口や市町村プラットフェームの設置・支援体制構築の推進
- (7) 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上
  - ① 人材の確保・定着・養成
  - ② サービスの質の向上
- ・相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童
  はったつしえんかんりせきにんしゃ ようせい
  発達支援管理責任者の養成

## □ 自立と社会参加の促進

- (8) 障がい児支援の充実
  - ① 障がいのある子どもに対する支援 の充実
  - ②学校教育の充実

- ・児童発達支援センターの設置推進、市町村中核子ども発達支援センターの整備
- ・ペアレントメンターの養成

#### ぐたいてき とりくみ **具体的な取組** すいしんこうもくおよ すいしんしさく 推進項目及び推進施策 ③ 医療的ケアを必要とする子どもや ・医療的ケア児等コーディネーターの育成 難聴児への支援の充実 はようほうはっしん つう とくべつしぇ んきょういく たい りかい けいはっ情 報発信を通じた特別支援教育に対する理解・啓発 ・新生児 聴 覚検査から療育につなげる体制整備の ための協議会の設置、手引書の周知等 \* 難聴児支援のための中 核的機能を有する体制の確保 (9) 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援

- ① 発達障がいのある人への支援の充実
- ② 在宅の障がいのある人等への支援 の充実
- ・発達障害者支援(地域)センターによる関係機関 への支援、障がいの特性等に対する理解促進

## (10) 自立と社会参加の促進・取組定着

- ① 社会参加の促進
- ② スポーツ・文化芸 術活動の振興
- ③ 読書バリアフリーの推進
- ④ 生涯学習機会の充実
- ・社会参加促進対策の推進等、移動支援の確保、ボ ランティアとの連携、社会参加のための生活訓練の 実施
- ・スポーツ・レクリエーションの振興、障がい者 さんかげいじゅつかつどう すいしん 文化芸術活動の推進
- ・読書バリアフリーに関する各種取組の推進
- がくしゅうきかい じゅうじつ じょうほうていきょう そうだんたいせい じゅうじつ・学 習機会の充実、情報提供・相談体制の充実、 しどうしゃ ようせい 指導者の養成

#### バリアフリー社会の実現

## (11) 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

- ① 情報通信における情報アクセシ ビリティの向上
- ② 意思疎诵支援の充実
- ③ 言語としての手話の理解促進等
- ・理解の促進、意思疎通手段の確保等、情報保障の ずいしん いしそっうしぇんしゃ ようせいおよ はけん ずいしん 推進、意思疎诵支援者の養成及び派遣の推進
- ・ 手話が言語であることについて道民の理解促進 きう しゅわ しゅうとく きかい かくほ 等、手話を習 得する機会の確保

#### (12) 安全確保に備えた地域づくりの推進

- ① 住まい・まちづくりの推進
- ② 移動・交通のバリアフリーの促進
- ③ 防災・防犯対策の推進
- ・住まいの整備、福祉のまちづくりの推進
- こうつう きかんとう せいびそくしん ほこうくうかんとう・交通機関等の整備促進、歩行空間等のバリアフリ
- 一化の推進、観光へのアクセス
- ・市町村における災害時要配慮者支援策の充実、 まょうせい ちいき たいせい すいしん しせつりょうしゃ 共 生 による地域の体制づくりの推進、施設利用者 などに対する災害時等の支援策の推進

## けいかく 計画の推進管理

計画の 推進管理

せいかもくひょう たっせいじょうきょう しさく すいしんじょう かだいとう ーーー ぶんせき ひょうか 成果目 標の達成 状 況 や施策の推進 上の課題等について、分析・評価するなどし で「北海道障がい者施策推進審議会」や21圏域に設置する「障がい福祉計画等圏域 連絡協議会」において実施計画の推進状況の把握・分析・評価等を行い、PDC Aサイクルによる実効性のある取組の推進に努める。

## れいわ ねんど ねんど およ れいわ ねんど せいかもくひょう おも **4 令和8年度(2026年度)及び令和11年度(2029年度)の成果目 標 (主なもの)**

4 令和8年度(2026年度)及び令和11年度(2029年度)の成果目標(主なもの)					
<sup>ちも こうもく</sup> 主な項目	R8目標値	R11目標値	かんが _ かた 考 え方		
福祉施設の 入所 者の地域生活への いこうもくひょう 移行目標	235人	796人	R8目標値は令和5年(2023年)3月末時点の しせっにゅうしょしゃすうでな 施設入所者数の約2.5%で設定。 たいわり年度から11年度は国基本指針に基づく もくびょうち 目標値6%で設定。		
L せつにゅうしょしゃ の 減 施設 入 所者 の 減 しょう み こみずう 少 見込数	350人	817人	R8目標値は令和5年(2023年)3月末時点の しせっにゅうしょしゃすうで、 施設入所者数の約3.7%で設定。 れいわれるとと 令和9年度から11年度は国基本指針に基づく もくびょうち 目標値5%で設定。		
精神 障 がいにも たいおう ちいきほうかつ 対応した地域包括	91.0%	*	たゆういんご ねんじてん たいいんりつ くに もくひょうち 入院後1年時点の退院率(国の目標値により せってい 設定)		
ケアシステム構築 た係る目 標	330. 1日以上	*	はいいんご ねんいない ちいき へいきんせいかつ 退院後の 1 年以内の地域における平均生活にっすう にちいじょう くに もくひょうち せってい 日数330.1日以上(国の目標値により設定)		
ちいきせいかつしえんきょてん 地域生活支援拠点 とう せいびもくひょう 等の整備目 標	179市町村	179市町村	ぜんしちょうそん 全市町 村		
にゅうろうけいじぎょうしょ 就 労 系事業所か ら一般就 労 への いこうもくひょう 移行 目 標	1, 335人	1, 708人	### ### #### ########################		
	774人	1, 014人	はい せってい 1.31倍を設定)		
かくじぎょう いっぱんしゅう 各事業の一般就 ろういこうしゃすう 労移行者数	238人	307人	はい せってい 実績の 1. 29倍を設定)		
	341人	437人	はいうるうけいぞく しえん がた れいわ ねんど 就 労継続支援B型(令和3年度 (2021年度) じっせき まない 実績の 1.28倍を設定)		
Lpj 2j Tいちゃく Li	1, 111人	1, 566人	就 労 定 着 支援事業者数 (令和 3 年度 (2021 株 労 定 着 支援事業者数 (令和 3 年度 (2021 株 と じっせき 年度) 実績の 1.41倍を設定)		
目標	25%	25%	しままうしゃぜんたい しゅうろうていちゃくりつ わりいじょう 事業者全体のうち就労定着率が7割以上の じぎょうしょ わりあい わり ぶ いじょう 事業所の割合2割5分以上		
にしまう 障がい児支援の ていきょうたいせい 提供体制の整備 もくひょう 目標	21 か所	21 か所	しょう ほけんぶくしけんいき しょいじょうせいび		
いりょうてき 医療的ケア児等 支援に関する目 <sub>ひょう</sub>	125 か所	179 か所	市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置		
************************************	1 か旂	1 か旂	ちゅうかくてき きのう ゆう たいせいせい び 中 核的機能を有する体制整備		
きかんそうだん しえん 基幹相談支援セン サーク設置目標	179市町村 *< せいごう に	179市町村	ぜんしちょうそん 全市町村 パビ もくひょうねんじ れいわ ねんどいこう もくひょうち		

はかれいわれるなど もくひょうねんじ れいわれる といこう もくひょうち 次 「北海道医療計画」との整合を図り、令和8年度を目標年次とし、令和9年度以降の目標値はたっせいじょうきょうとう こうりょ べっとけってい 達成 状 況 等を考慮し、別途決定。